

一般社団法人 日本血栓止血学会 用語委員会内規

(名称)

第1条 本委員会は、日本血栓止血学会（以下「本会」）用語委員会（以下「委員会」）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、血栓止血学に関する用語を整理し、正しく周知することを目的とし、本会が管理するウェブサイト「日本血栓止血学会 用語集」（以下「用語集」）の編集を行い、これに必要な事項を検討する。

(構成)

第3条 委員会は、委員長1名、副委員長2名、委員若干名をもって構成する。

第4条 委員長は、本会代議員から理事会で選考され、理事長が委嘱する。

第5条 副委員長および委員は、委員長が理事会に推薦し、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。

第6条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、重任、再任を妨げない。

(業務)

第7条 委員会は、用語集の内容を管理し、必要に応じて用語の追加、改訂、削除等を行う。

第8条 委員長は、用語集を編集した結果を、少なくとも年に1回、編集委員会へ報告する。

第9条 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の任務を代行する。

(細則)

第10条 委員会は、必要に応じて委員会細則を設けることができる。

(内規の改廃)

第11条 本内規は、委員会の議決を経て理事会の承認を受け、変更、廃止することができる。

(付則)

本内規は、2024年6月13日より施行する。

2024年9月28日改定